

2025年12月8日

各 位

会 社 名 **スター精密株式会社**
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛
コ ー ド 番 号 7718 東証プライム
問い合わせ先 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長
佐藤 誠悟
TEL. 054-263-1111

会 社 名 ソルスティシア株式会社
代 表 者 名 代表取締役 クリストイン・ワタナベ

(訂正) ソルスティシア株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ソルスティシア株式会社は、スター精密株式会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する2025年11月13日付公開買付届出書について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年12月8日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年11月13日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ソルスティシア株式会社（公開買付者）が、スター精密株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年12月8日付「(訂正) スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025年12月8日

各 位

会 社 名 ソルスティシア株式会社
代表者名 代表取締役 クリストイン・ワタナベ

(訂正) スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等
に対する公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月12日、スター精密株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード：7718、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、本公開買付けを2025年11月13日より開始しております。

今般、本公開買付けによる対象者株式の取得に関して、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第2項但書に基づき、2025年12月5日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年12月6日から対象者株式の取得が可能になったことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2025年11月13日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年12月8日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年11月13日付公開買付開始公告の内容を以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正是、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,665百万円（注））未満であると見込まれるものを見込みます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換に交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（3,665百万円）未満であると見込まれるものを見込みます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項

の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行なうことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の 10% に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本公告掲載のこれらの数と一致していると仮定すると、1 株当たりの配当額は 77 円に相当します（具体的には、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された 2024 年 12 月 31 日現在における対象者の純資産額 36,651 百万円の 10% に相当する額である 3,665 百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、対象者決算短信に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（48,481,334 株）から、対象者決算短信に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（617,362 株）を控除した株式数（47,863,972 株）で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています）。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の 10% に相当する額（3,665 百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の 10% に相当する額（3,665 百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する

る内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本公告掲載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は77円に相当します（具体的には、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された2024年12月31日現在における対象者の純資産額36,651百万円の10%に相当する額である3,665百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（48,481,334株）から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（617,362株）を控除した株式数（47,863,972株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています）。

以上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

- ・ 本プレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる場合があります。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求権行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人及び当該法人の関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- ・ 公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者株式又は関連する有価証券を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、もしくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者又はその関連者の英文ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点での公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。